

各種事務事業の取扱い（行政庶務関係）

各種事務事業の取扱い（行政庶務関係）について提案する。

平成16年2月27日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 2 - 13 各種事務事業の取扱い（行政庶務関係）
<ul style="list-style-type: none">・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。・ 表章については、合併後に速やかに再編し、制度化を図るものとする。・ 民有地の借入れについては、現行のとおりとする。・ ISO認証取得事務については、合併後に石狩市の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-2-13	各種事務事業の取扱い(行政庶務関係)	所 管	行財政専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 ・表彰については、合併後に速やかに再編し、制度化を図るものとする。 ・民有地の借入れについては、現行のとおりとする。 ・ISO認証取得事務については、合併後に石狩市の制度に合わせるものとする。 			
区 分	具 体 の 取 扱 い			
1. 関係団体(協議会等)	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。ただし、滝川地区など管轄地域が異なる団体については、新市において加入しないものとする。			
2. 附属機関等	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
3. 表彰	功績を認め表彰を行うことは、新市においても重要なことであるが、3市村における表彰の内容や対象となる年数及び基準等に差異があることから、合併後に速やかに再編し、制度化を図るものとする。なお、市民芸術文化賞及び市民スポーツ賞については、新市においても引き続き実施していくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
4. 民有地の借入れ	3市村における事務内容に大きな差異はないものの、契約内容については、相手方との協議が必要であり、金額等の条件を統一することが困難であることから、現行のとおりとする。			
5. 公有財産管理事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
6. ISO認証取得事務	新市においてもISOの認証取得は必要であることから、引き続き事業を実施するが、認証には計画の策定や審査など時間を要することから、合併後に順次範囲を拡大し、石狩市の制度に合わせるものとする。			
7. その他行政庶務関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

(個 表)

1. 関係団体(協議会等) (第9回現況調書62ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関 係 団 体	北地区安全運転管理者協議会	北地区安全運転管理者協議会	該当なし	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。
	該当なし	該当なし	滝川地区安全運転管理者協議会 中空知安全運転管理者事業主会	管轄地域が異なることから、新市においては加入しないものとする。

2. 附属機関等 (第9回現況調書50～51ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
附 属 機 関	石狩市表彰審査委員会 政治倫理審査会	厚田村表彰審査委員会	浜益村功労者表彰審議会	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

3.表彰(第9回現況調書52～53ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
功 労 章	該当なし	厚田村功労章 (基準)貢献表彰を受けた者のうち、特に功績 顕著であると認めた者 (表彰)表彰状、功労章を授与	該当なし	功績を認め表彰を行うことは、新市においても重要なことであるが、3市村における表彰の内容や対象となる年数及び基準等に差異があることから、合併後に速やかに再編し、制度化を図るものとする。
功 労 表 彰	石狩市功労表彰 (基準)各種分野における振興発展に寄与し、 その功績が顕著な者 (種類)自治功労、産業経済功労、教育文化功 労、スポーツ功労、社会福祉功労 (表彰)表彰状を授与	厚田村貢献表彰 (基準)各種分野における振興発展に寄与し、 その功績が顕著な者 (種類)自治貢献、産業貢献、教育貢献、社会 貢献 (表彰)表彰状、記念品を授与	浜益村功労表彰 (基準)各種分野における振興発展に寄与し、 その功績が顕著な者 (種類)地方自治、社会福祉、保健衛生、産業 開発、運輸・通信・交通、納税、教育文化、 科学技術 (表彰)表彰状、記念品を授与	
善 行 表 彰	石狩市善行表彰 (基準) ・公益のため多額の金品を寄附した者 ・自己の危険を省みず人命を救助した者 ・その他模範となるような善行をした者 (表彰)表彰状を授与	厚田村善行表彰 (基準) ・公益事業に尽力又は公務に助力した者 ・公益のため多額の金品を寄附した者 ・非常災害に際し、功績顕著である者 ・その他模範となるような善行をした者 (表彰)表彰状、記念品を授与	浜益村善行表彰 (基準) ・公益事業に尽力又は公務に助力した者 ・災害防止に尽力した者 ・自己の危険を省みず人命を救助した者 ・公益のため多額の金品を寄附した者 ・その他表彰に値すると認められる者 (表彰)表彰状、記念品を授与	
市民芸術文化 賞	石狩市民芸術文化賞 (基準)芸術文化の普及進展に寄与した者 (表彰)賞状、記念品を授与	該当なし	該当なし	
市民スポーツ 賞	石狩市民スポーツ賞 (基準)アマチュアスポーツにおいて、スポー ツの普及進展に寄与した者 (表彰)賞状、記念品を授与	該当なし	該当なし	

(補足) 名誉市(村)民及び榮譽市(村)民の取扱いについては、協議項目「20 慣行の取扱い」において協議することとしております。

4. 民有地の借入れ(第9回現況調書54ページ参照)

3市村における事務内容に大きな差異はないものの、契約内容については、相手方との協議が必要であり、金額等の条件を統一することが困難であることから、現行のとおりとする。

5. 公有財産管理事務(第9回現況調書55～64ページ参照)

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

6. ISO認証取得事務(第9回現況調書65ページ参照)

新市においてもISOの認証取得は必要であることから、引き続き事業を実施するが、認証には計画の策定や審査など時間を要することから、合併後に順次範囲を拡大し、石狩市の制度に合わせるものとする。

7. その他行政庶務関係事務(第9回現況調書66～78ページ参照)

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。